

	質問	回答
1	<p>通所型介護予防サービスにおいて新たに創設された生活機能向上連携加算について、市への届出が新たに必要か？</p> <p>(関連ページP.5)</p>	<p>市への届出が必要です。 (毎月15日までに届出いただいた場合、翌月から算定が可能となります。) 詳しくは市へお問い合わせください。</p>
2	<p>要支援2の方について、週に2回の通所型サービスを計画していたが、利用者の都合により欠席され結果的に利用頻度が週に1回となった。この場合、週に1回程度の月額(包括)単位数に変更する必要があるか？</p> <p>(関連ページP.6)</p>	<p>当初の計画において週に2回の利用頻度を算定している場合で、利用者の都合によりその月の利用頻度が週に1回となっても、週1回程度の月額(包括)単位数に変更する必要はありません。なお、状況の変化が著しい場合については、翌月から支給区分を変更するなどの見直しを行なってください。</p>
3	<p>契約の変更を伴わない入院等がある場合の回数単位数利用について、日帰り入院や、数日の入院であって利用日数に変更が無い場合であっても回数単位数を用いるのか？</p> <p>(関連ページP.8)</p>	<p>該当月の利用予定日数に変更が生じない場合は、通常月と同様の月額(包括)単位数で算定ください。</p>
4	<p>契約の変更を伴わない入院等とはどのような理由を想定しているか？</p> <p>(関連ページP.8)</p>	<p>短期入院(長期入院で退院が未定のものについては契約の解除が適切かと思われず。)、その他各事業所により定めた契約内容に基づきご判断ください。</p>
5	<p>利用者の都合によるキャンセルがあり予定の利用回数に変更が生じた場合であっても回数単位数を用いるのか？</p> <p>(関連ページP.8)</p>	<p>利用者の都合によるキャンセルが生じた場合は、従来どおり月額(包括)単位数の適用となります。計画に基づく評価が行なえるよう必要に応じた対応をとってください。</p>
6	<p>月半ばでサービスが中止となった場合の算定は回数単位数を用いるのか？</p> <p>(関連ページP.8)</p>	<p>サービスが中止した理由に応じて、月半ばであっても契約解除が適当であれば、従来どおり日割り単位数で算定ください。</p>
7	<p>通常月に訪問型介護予防サービスⅡ(サービスコード:A2 1211、単位数:2335単位)を利用している方が、入院してその該当月のサービス利用日数が5日であった場合、算定に用いるサービスコードや単位数はどのようになるのか？</p> <p>(関連ページP.8)</p>	<p>当初の計画において算定していた利用頻度に対応したサービスコードを用います。 このご質問においては、利用頻度が週2回程度の回数単位数として、訪問型介護予防サービスⅤ(サービスコード:A2 2511、単位数270単位)が5回分となり、その月の合計単位数は1,350単位となります。</p>